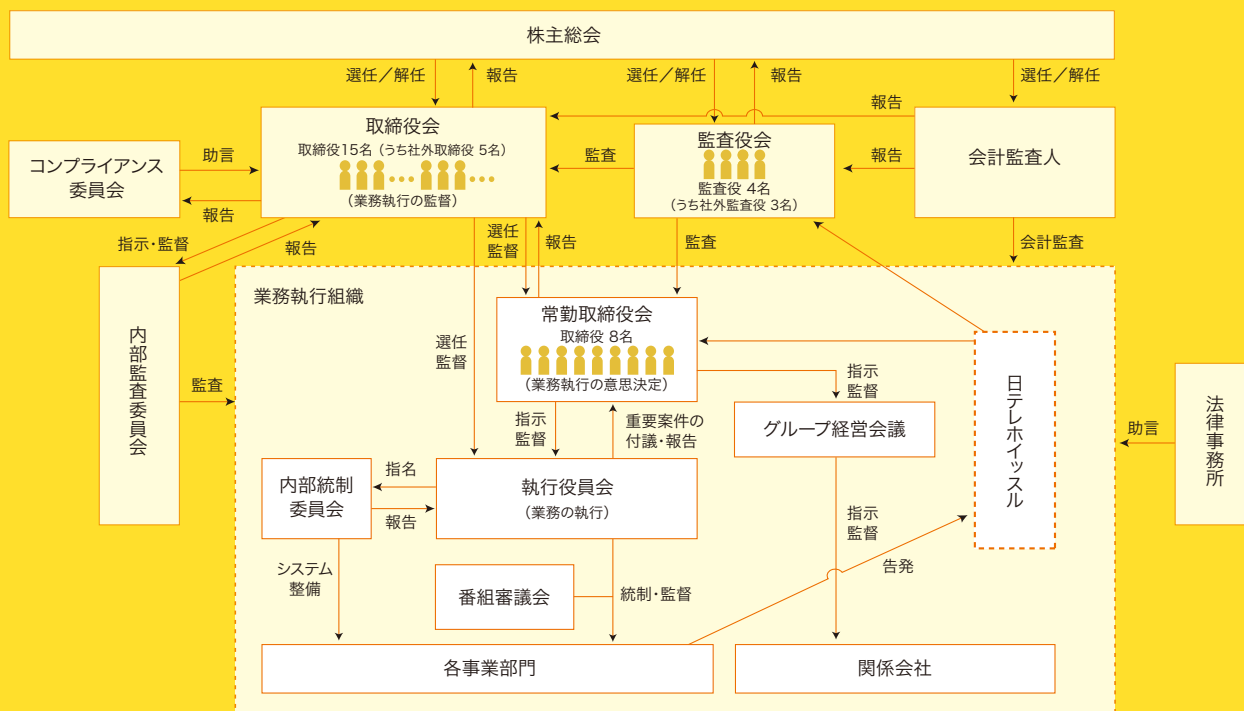


コーポレート・ガバナンス

日本テレビグループは、長期的に安定した企業価値の向上と社会への貢献度をより高めていくことが株主価値の増大につながるものと認識し、経営環境の変化に対応する迅速な意思決定と業務執行を実現し、経営の透明性と健全性を確保すべく、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実に努めています。



コーポレート・ガバナンス体制

日本テレビは監査役会設置会社であり、取締役会による代表取締役の業務執行の監督、ならびに監査役および監査役会による取締役の業務執行の監査を基本とする経営管理組織を構築しています。

当社は、独立性の高い社外取締役、社外監査役を複数名選任し、取締役の職務執行について、監査役の機能を有効に活用しながら、妥当性の監督を社外取締役が補完することによって経営監視機能の強化を図るべく、現在の体制を活用しています。

取締役会の構成は、社外からの経営監視機能を強化し、経営の健全性および意思決定プロセスの透明性を高めるため、取締役全15名のうち5名を会社法第2条第15号に定める社外取締役としています。また、監査役会においても、取締役会からの独立性を高め、業務執行に対する監査機能を強化するため、監査

役全4名のうち3名を会社法第2条第16号に定める社外監査役としています。なお、社外監査役の加瀬兼司氏は公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものです。

当期は、取締役会を8回開催し、重要な業務執行を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督しています。また、監査役会を9回開催し、各監査役は監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、取締役会その他重要な会議への出席や、重要な決済書類等の閲覧、業務および財産の状況の調査等を行い、取締役の職務の執行の監査をしています。

当社は、取締役会の下に、業務執行全体について監督する機関として内部監査委員会を設け、内部統制システムの監督に努めています。また、取締役会に報酬委員会を任意に設置

し、取締役の報酬に関して取締役会からの諮問に答申するなどしています。さらに、コーポレート・ガバナンスを確かなものにし、社会からの信頼や支持を一層強固にするため、コンプライアンス委員会を設置し、あらゆる法令および諸規則の遵守、透明性の高い企業活動の推進に努めています。

業務執行・監視の仕組みについては、執行役員制度を導入して権限委譲を行い、迅速な意思決定および業務執行責任の明確化を図るとともに、前記のとおり、社外役員を含む取締役会および監査役・監査役会による監督・監査体制をとっています。また、内部統制システムの整備を目的として代表取締役を委員長とする内部統制委員会を設置し、グループ全体の業務統制の点検・整備を進めています。

コーポレート・ガバナンス体制への第三者の関与状況については、当社は企業経営および日常業務に関し、複数の法律事務所と顧問契約を締結し、必要に応じて助言を求めることにより、法的リスクの管理体制を強化しています。また、監査法人との間で会社法監査および金融商品取引法監査について監査契約を締結し、監査法人は独立の立場から監査を実施しています。

コーポレート・ガバナンスの充実に向けた取り組みの最近1年間における実施状況

個人情報保護法への対応として、社内各部署に「個人情報管理責任者」などの担当者を置いて日常の情報管理を推進しています。さらに管理職、一般社員、新入社員や協力スタッフそれぞれに対するきめ細かな研修、監査計画に基づく各部署への監査等を着実に実施し、適正な個人情報の取り扱いに努めています。加えて、下請法についても、定期的な社内研修や発注管理システムの導入により、より一層の下請取引の適正化と法令遵守に努めています。

当社は、環境と社会への配慮を組み込んだ企業経営「日テレ・サステナビリティ」に取り組み、地球と社会、そして企業の持続可能な発展を目指しています。その一環として、当社は「地球環境の破壊防止」についてメディア企業のリーダーとして社会的責任を強く認識し、環境保全活動「日テレ・エコ」を積極的に展開してきました。

2009年8月に報道局に常設した危機管理チームについて、2011年4月にメンバーを増員し強化したほか、新たに危機管理

連絡会議を定期的開催しています。また、全社的に取材や放送倫理に関する研修会などを頻繁に開催しました。

このほか、コンプライアンス強化の一環として、「内部情報管理体制」をより一層充実させるため、2010年1月から5月にかけて、グループ会社の「インサイダー取引防止規程」の改正と関連規則の整備を進めました。さらに2011年4月と5月には、全役職員や派遣スタッフ等を対象とし、ウェブを利用した「インサイダー取引規制に関する研修」とそれを補完するための集合研修を実施しています。

内部監査等の組織および会計監査の相互連携

監査役は、会計監査人から監査計画の概要について会計監査実施前に説明を受けています。また、監査役は会計監査人による監査の実施過程において監査手続きの実施状況や監査上の問題点について情報交換を行い、監査終了後は会計監査の結果について説明を受けています。

監査役は、監査役会事務局所属の従業員に対し、監査業務に必要な事項の調査を指示することができます。監査役会事務局所属の従業員は、兼務として内部監査委員会の事務局員を務め、監査役の職務の補助を行います。監査役は内部監査委員会と緊密な連絡を保っています。

会計監査

当社は、「会社法」および「金融商品取引法」に基づく会計監査について、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、会計監査を受けています。2011年3月期は、会計監査業務を執行した公認会計士（福田昭英、広瀬勉）とその補助者14名（公認会計士4名、その他10名）が監査業務に従事しました。

2011年3月期における当社および連結子会社の監査法人に対する報酬等は以下のとおりです。

（単位：百万円）

	監査証明業務に基づく報酬	非監査業務に基づく報酬
当社	58	0
連結子会社	8	-
合計	66	0

役員報酬

2011年3月期における当社の取締役および監査役に対する役員報酬は以下のとおりです。

(単位：百万円、名)

	報酬等の 総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の数
		基本報酬	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外役員を除く)	405	405	-	-	12
監査役 (社外役員を除く)	26	26	-	-	1
社外役員	111	111	-	-	9

注1) 2011年3月期末現在の人員は、取締役14名、監査役4名です。

2) 上記の報酬額には、使用人兼務役員の使用人分給与および賞与は含まれていません。

3) 2008年6月27日開催の第75期定時株主総会において、取締役の報酬額は年額9億5,000万円以内（うち社外取締役1億1,000万円以内）、監査役の報酬額は年額7,200万円以内と決議しています。

役員の報酬額については、株主総会の決議により取締役および監査役それぞれの報酬の限度額が決定されています。各取締役の報酬額は、1年ごとに業績や経営内容を考慮し取締役会により決定し、各監査役については監査役の協議により決定しています。

内部統制システムの基本方針

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役およびオブザーバーの立場として社外の弁護士等で組織する「コンプライアンス委員会」を設置し、法令および規則の遵守、透明性の高い企業活動の推進に努めます。

法令・定款・企業倫理を遵守した行動をとるための企業行動憲章である「コンプライアンス憲章」を制定し、全常勤役員・従業員が宣誓します。また、その徹底を図るため、人事局、総務局、コンプライアンス推進室を中心に従業員に対する教育等を行います。

法令上疑義のある行為等について、従業員が直接情報提供や調査要請を行う社内公益通報制度としてのホットライン「日テレホイッスル」を設置します。

取締役の職務執行の適法性を確保するため、社外取締役、社外監査役による牽制機能を重視し、取締役会の活性化等コーポレート・ガバナンスの充実に努めます。

「内部監査委員会」を設置し、内部監査の実施により不正行為の予防に努めます。

反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、同勢力とは取引関係その他一切の関係を持ちません。不当要求等の介入に対しては、警察等の外部専門機関との緊密な連携関係のもと、関係部署が連携・協力して組織的に対応し、利益供与は絶対に行いません。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

文書取扱規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、定められた期間保存します。

文書等の取扱所管部は総務局とし、各局等に文書管理責任者および文書管理者を置き、管理します。

取締役および監査役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとします。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

代表取締役を委員長とする「内部統制委員会」および「危機管理委員会」を設置し、前者において全社的なリスク管理を行い、後者において新たに生じた危機について迅速に対処します。

災害、情報管理、番組制作、著作権契約、放送、不正行為等に係るリスクについて、組織横断的な各種委員会を設置し、諸制度改善、規程の整備等に取り組みます。

特に、放送局として地震等非常時に緊急放送を行うことは当社の使命であり、放送機能を維持・継続するための設備・体制を整えるとともに、「大災害マニュアル」を制定し、それに基づいた実地訓練を行います。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

職務分掌、りん議規程等社内の規程に基づく、職務権限および意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとります。

また、取締役の職務執行の効率性を高めるための執行役員制度を導入し、業務執行が機動的に行われる体制を構築するとともに、当社と利害関係を有しない社外取締役に、業務執行についての牽制機能が働くようコーポレート・ガバナンスの充実を図ります。

5. 会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ会社の経営、事業内容の総合的戦略の構築と実施、運営に関する業務全般を行う「グループ戦略センター」を設置し、グループ一体となった法令遵守体制、リスク管理体制を構築するよう管理します。

グループの役員・従業員を対象にコンプライアンスに係る研修を適宜実施します。

グループ会社の代表者などで構成する「グループ経営会議」を設け、業務の適正を確保するため、情報の共有化を図ります。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は、監査役会事務局所属の従業員に対し、監査業務に必要な事項の調査を指示することができます。

監査役会事務局所属の従業員は、監査役の職務の補助のほか、兼務として内部監査委員会の事務局員を務めます。

7. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役を補助する従業員に対する監査役からの指示について、取締役はそれと異なる指示を行うことはできないものとします。

監査役を補助する従業員の人事異動・懲戒処分については、監査役の同意を得なければならないものとします。

8. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役は、監査役会に対して、当社および当社グループに重大な影響を及ぼす事項等法定の事項に加え、内部監査の実施状況を報告します。

従業員は、当社および当社グループに影響を及ぼす事項、法令、定款違反に関する重大な事実を発見した場合は、社内公益通報制度である「日テレホイッスル」により、監査役に直接報告することができます。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

常勤監査役は、常勤取締役会に出席し、常勤取締役との意見の交換を行います。

監査役は、グループ会社の代表者等で構成される「グループ経営会議」に出席することができます。

監査役は、必要に応じて専門の弁護士、公認会計士等から監査業務に関する助言を受けることができます。